

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年7月15日 (第2回)
目標年度	令和17年度
市町村名 (市町村コード)	桑折町 07301
地域名 (地域内農業集落名)	半田地区 (久保八幡、御免町、下高屋、荒屋敷、中北、下半田、内之馬場、桐ヶ窪、田町、銀山・栗和田、関ノ内、六丁目)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	412 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	325 ha
② 田の面積	222 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	190 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	30 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	10 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	95 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	29 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、地域農家の内75歳以上の農業者の経営面積が地区全体の22%を超えており、そのうちの3人に1人が後継者がいないと回答している。そのため、地区全体の傾向として離農・縮小の意向を持つ世帯が多い。

また、半田地区は桑折町北部を東西に長く伸びる形の地域であり、東部では国道、農道が整備され大規模な圃場整備も行われた経緯から優良農地が多い一方で、西部は半田山を背にした中山間地となっており、平場の優良な農地のほか、かつて山間部を開墾して出来た農地が農家離れや非農家への相続が進むとともに不耕作地となっているケースが増加しており、山林原野化が進んでいる。それに伴い、イノシシやクマ、サルといった鳥獣被害も深刻な課題となり、農業離れの加速化が懸念される。

農業の効率化にかかる課題については、半田沼を水源とする用排水において農業者ごとの利用のタイミングが合わず、水田耕作への影響が懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

圃場整備を行った水田においては、優良農地を引き続き守るべく地域としての管理と稲作農家の集積について検討を進める。畑・樹園地については町の主要作物である果樹(桃・リンゴ等)の営農が中心であり、地区内外から新規就農者の確保を推進し、これを維持する。また、中山間地においては電気柵等の有害鳥獣対策を実施し、優良な農地を守る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地利用最適化推進委員と農地バンクが連携し、規模縮小や離農により新たな不耕作地が発生した際に農地を担う者へスムーズな利用調整が図れるように細やかな情報共有を徹底する。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40	%	将来の目標とする集積率
			45 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手による将来の農地のゾーニングにに向けた協議を目標地図を用いて実施し、農用地の集団化(集約化)を推進する。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地利用最適化推進委員会を中心に地域農業者の営農状況および農地の利用状況を随時確認、情報を整理するとともに地域内での協議について理解を得つつ、参加を促す取組を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方法
将来の経営農地の集約化を目指すため、耕作をしていない農地所有者へ貸付けを促す。 また、耕作者が病気やケガ等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクを活用し、新たな受け手へのスムーズな付け替えを進めることが出来るよう、情報共有・連携を図る。
(3)基盤整備事業への取組
既に基盤整備を実施している区域において経年劣化等による水路のひび割れや連結部分のが見られ始めており、優良農地の保全管理に向けて修繕等の対応策を検討していく。 その他、不整形農地など営農条件が悪く、新たな担い手が見つかりづらい農地の解消については、国・県の補助事業を勧奨しながら町支援についても伊達西根堰土地改良区ほか関係団体を含めた協議・検討を進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
既存耕作者の営農に支障ない範囲内において新規就農者(予定を含む)が将来の担い手として営農規模を拡大出来るよう、計画的な農地利用を定期的に地域で話し合い、ふくしま未来農協、伊達果実農協が実施している技術指導も活用してもらいながら担い手の確保・育成を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
高齢化の進む現状で、必要労力の多い作業については、みらいアグリサービス株式会社等の事業体と連携しながら、農作業委託について調整を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

① 有害鳥獣対策実施隊による捕獲・駆除と並行して侵入防止柵の適正な維持管理(草刈り等)を実施し、集落内への侵入を防ぐとともに、花火等による忌避策や誘因となるやぶの除去や放任果樹の伐採により住み分けを図っていく。

⑦ 多面的機能支払制度を活用した以下の団体を中心に農地・水路等の維持管理を行う。
＜広域組織＞
銀栗保全会・中北環境整備組織・内之馬場多面的活動組織・関ノ内活動組織・田町保全会・
桐ヶ窪集落地域資源保全会
＜個別組織＞
谷地南部地域資源保全会

⑩ 用水利用のタイミングについて計画的な利用ができるよう地域農業者で話し合いを行い、適切な利用に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 17 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
		別紙のとおり				ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
						ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	59経営体		166.1 ha	0 ha		177.8 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。